

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 不動産取得税関係

(1) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者等が、当該家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）の取得をした場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。

(2) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「対象土地」という。）の同日における所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過するまでの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。

2 自動車取得税関係

(1) 警戒区域設定指示区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が次に掲げる自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が

認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。

ア 警戒区域設定指示が行われた日から継続して警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの

イ 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日までの間継続して警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの等

ウ 警戒区域設定指示が行われた日から警戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して当該警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの等

(2) (1)の還付の申請をする者は、施行規則に掲げる事項並びに自動車取得税の納付年月日及び税額を記載した申請書に施行規則の書類を添付して知事に提出しなければならないこととした。

3 自動車税関係

(1) 対象区域内自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が2の(1)の適用を受けることとなった場合においては、当該所有者等が取得した他の自動車に対する平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。

(2) (1)の還付の申請をする者は、施行規則に掲げる事項並びに自動車税の納付年月日及び税額を記載した申請書に施行規則の書類を添付して知事に提出しなければならないこととした。

(3) 対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、警戒区域設定指示が行われた日以後自動車税の課税客体である自動車でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

- (1) 公布の日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。
- (3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。